

事業化状況報告 賃上げ要件未達の際の「免除規定」と「判定猶予」

『事業計画期間中の事業化状況報告において、毎年3月分の事業場内最低賃金が
地域別最低賃金+30円以上にならなかった』
『給与支給総額の年率平均の増加率が1.5%以上にならなかった』



・未達の際の「判定の猶予」・補助金返還の免除規定により
返還不要となる場合があります

- ◆事業場内最低賃金増加の要件判定
- ◆事業化状況報告2回目以降及び猶予を希望しない場合の免除規定の計算
- ◆事業場内最低賃金増加『要件判定』のタイミング

令和5年12月

ものづくり・商業・サービス補助金事務局

(全国中小企業団体中央会)

◆事業場内最低賃金増加の要件判定

事業化状況報告年の3月分の給与台帳において
事業場内最低賃金は前年10月に発表の「地域別最低賃金」+30円以上増加している

地域別最低賃金+30円以上である

返還不要

地域別最低賃金+30円未満である

返還必要

1回目の報告である

YES

事業化状況報告システムで
『猶予を希望する』にチェック☑を入れることができる

※猶予を希望した年には要件を達成したかどうかの判定は行ないません。
ただし、賃金引き上げの報告は翌年から計画年数分の報告が必要です。

※4次までの特別枠・特通枠および5次以降の事業者様が対象です。
※回復型賃上げ・雇用拡大枠の事業者様は対象外です。
※1年の猶予を選択しても賃金台帳の提出は必要です。

NO及び猶予を希望しない

免除規定・返還要否確認
※次のページへ

◆事業化状況報告2回目以降及び猶予を希望しない場合の免除規定の計算

※会社全体の事業計画の基準年度と報告年度に提出する決算書の実績値をもとに付加価値額の増率を比較し、年率平均の増率が1.5%未満となる場合「返還不要」となります。

【参考画面】事業化状況報告システム

①事業場内最低賃金 (2)免除規定の計算

※回復型賃上げ・雇用拡大枠においては、1年後の免除規定は対象外です。

事業場内最低賃金の増加目標 未達成 の場合

(1) 返還額計算

(2) 免除規程の計算

公募申請時の付加価値額の総額 (A)
現在 (直近の決算実績) の付加価値額 (B)
経過年数 (C)
付加価値額の年率平均の増加確認 (Y) 〔 (B - A) ÷ A × 100 〕 ÷ C

(1) 「Y < 1.5%」・・・返還不要
(2) 「Y ≥ 1.5%」・・・返還必要

【参考画面】会社全体の事業計画

基準年度 [2022年8月期]	1年後 (補助金事業実施年度末) [2023年8月期]	2年後 [2024年8月期]	3年後 [2025年8月期]
--------------------	-----------------------------------	-------------------	-------------------

免除規程の計算については、決算書をもとにシステム(④現在の状況)に入力することで自動で増加確認を行い、返還免除か返還必要かが表示されます。

免除規定の計算のタイミングについては
次ページへ

◆事業場内最低賃金増加『要件判定』のタイミング

報告時に基準年度と比較する決算書がある場合

報告回数	入力状況	①事業場内最低賃金	事業化状況・知的財産権等報告書		事業化状況等の実態把握調査票		⑥本年度返還	⑦決算書	⑧完了年月日(入力要)	報告締切解除
			②事業化状況	③知的財産権等	④現在の状況	⑤製品情報				
1回目	完了	2023/04/24	2023/04/27	2023/05/29	2023/04/27	2023/05/31	2023/05/31	2023/04/27	2023/05/31	解除
2回目	★									
3回目	★									
4回目	★									
5回目										

1回目の報告で事業場内最低賃金の要件未達の場合猶予を希望することができます。事業計画が3年の場合翌年から3年(★)要件達成の判定を行います。

事業場内最低賃金の要件未達で「返還必要」となったが、基準年度の翌年の確定した決算書の提出がある場合、付加価値額の伸び率による免除規定の計算の対象となります。計算の結果伸び率が1.5%未満の場合返還不要となります。

報告時に基準年度と比較する決算書がない場合

事業計画の基準年度が令和4年3月のため、1回目は「①事業場内最低賃金」のみ報告してください。

報告回数	入力状況	①事業場内最低賃金	事業化状況・知的財産権等報告書		事業化状況等の実態把握調査票		⑥本年度返還	⑦決算書	⑧完了年月日(入力要)	報告締切解除
			②事業化状況	③知的財産権等	④現在の状況	⑤製品情報				
1回目	完了	2023/05/26								解除
2回目	★									
3回目	★									
4回目	★									

※この報告時に提出できる決算書は令和4年3月～令和5年2月の間の確定した決算書であるため、比較できる決算書の提出ができません。

1回目の報告で事業場内最低賃金の要件未達の場合猶予を希望することができます。事業計画が3年の場合翌年から3年(★)要件達成の判定を行います。

事業場内最低賃金の要件未達で「返還必要」となったが、決算書の提出ができない為、付加価値額の伸び率による免除規定の計算は次年度の報告時に提出する決算書をもとに行います。計算の結果伸び率が1.5%未満の場合『返還不要』となります。